

高額医療限度額認定証についてのご案内

69歳までの方

限度額適用認定証とは

69歳までの方で、入院・手術などで診療費用が高額になる場合、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受けて窓口提出して頂くと、会計時の診療費用の患者負担額が軽減される制度です。

申請方法

協会けんぽ … 全国健康保険協会・都道府県支部又はお勤め先の保険証担当部署
共済・組合健保 … 各健康保険組合又はお勤め先の保険証担当部署
国民健康保険（市町村）… 市役所・区役所・町村役場
国民健康保険（その他）… 各国保組合又はお勤め先の保険証担当部署

自己負担限度額（前年所得によって区分されます。） ★標準報酬月額とは…月の収入

区分	自己負担限度額
(ア) 標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%
(イ) 標準報酬月額53万円～79万円	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%
(ウ) 標準報酬月額28万円～50万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%
(エ) 標準報酬月額26万円以下	57,600円
(オ) 低所得者・住民税非課税世帯	35,400円

全額お支払い頂いた後でも、保険者に対し申請を行えば自己負担限度額を超えた分の払戻を受けられます。

70歳以上の方

自己負担限度額（平成30年8月～）

現役並み所得（3割）Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
現役並み所得（3割）Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
現役並み所得（3割）Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般（1・2割の方）	57,600円

70歳以上の方は、高齢受給者証・後期高齢者保険証を提示頂くことで、限度額適用認定証の手続きを行わなくても高額医療制度が適用されます。但し、非課税世帯となる方は「限度額認定証・標準負担額減額認定証」の申請が必要になる場合がありますので、各市町村にご相談下さい。

※ 当月（1日～末日）、1医療機関の入院費用が高額な場合に適用となります。

※ 手術後の回復状況・リハビリの進行状況や病室の空き状況により、【本間記念仙台北整形外科】へ転院となる場合があります。

【本間記念東北整形外科】と【本間記念仙台北整形外科】は医療機関としては別になります。ご了承下さい。

詳しくは受付までお尋ねください